

平成 27 年度兵庫県水防計画（案）

注：「想定最大規模降雨」、「想定し得る最大規模の高潮」を前提とした洪水、雨水出水、高潮に対する対応については、政令等の改正後に行うこととし、当面は計画規模の降雨を前提とした洪水対応とする。ただし、水防管理者において計画規模以上の降雨に基づく取組を行うことを妨げるものではない。

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

この計画は、水防法(昭和 24 年法律第 193 号。以下「法」という。)第 7 条第 1 項の規定に基づき、同法第 1 条の目的を達成するため、兵庫県管内の河川、海岸、港湾、ため池等に対する水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動、水防管理団体間の協力及び応援並びに水防に必要な水防倉庫、器具、資材等の整備及び運用についての大纲を示したものである。

第 2 節 用 語 の 定 義

- 1 兵庫県水防本部
兵庫県域における水防を統括するため、兵庫県に設置する水防本部をいう。
- 2 水防管理団体(法第 2 条第 2 項)
水防の責任を有する市町をいう。
- 3 指定水防管理団体(法第 4 条)
水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大なる関係のあるものとして知事が指定した水防管理団体をいう。
- 4 水防管理者(法第 2 条第 3 項)
水防管理団体である市町の長をいう。
- 5 消防機関の長(法第 2 条第 5 項)
消防本部を置く市町にあつては消防長を、消防本部を置かない市町にあつては消防団の長をいう。
- 6 水防警報(法第 2 条第 8 項)
国土交通大臣又は知事が、それぞれ指定した河川又は海岸について、洪水、津波又は高潮によつて災害がおこるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。
水防警報第 1 号=待機
水防警報第 2 号=準備
水防警報第 3 号=出動
水防警報第 4 号=解除
- 7 水防警報河川又は水防警報海岸(法第 16 条)
 - (1) 国土交通大臣が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定し、公示した河川又は海岸をいう。

(2) 知事が、前項以外の河川又は海岸で県民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定し、公示した河川又は海岸をいう。

8 洪水、津波又は高潮予警報(法第 10 条、法第 11 条)

気象庁長官（あらかじめ定められている河川については、国土交通大臣又は知事と気象庁長官とが共同して）が、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるとき、その状況を周知させるために行う発表をいう。

9 水位周知河川(法第 13 条)

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により相当の損害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川をいう。

10 水位周知排水施設等（法第 13 条の 2）

知事又は市町長が、雨水出水により相当の損害が生ずるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設）をいう。

11 水位周知海岸（法第 13 条の 3）

知事が高潮により相当の損害が生ずるおそれがあるものとして指定した海岸をいう。

12 洪水浸水想定区域(法第 14 条)

上記 9 により指定した河川について、国土交通大臣が定める基準に該当する想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域をいう。

13 雨水出水浸水想定区域（法第 14 条の 2）

上記 10 により指定した排水施設等について、国土交通大臣が定める基準に該当する想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は、当該排水施設から河川等へ雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域をいう。

14 高潮浸水想定区域（法第 14 条の 3）

上記 11 により指定した海岸について、国土交通大臣が定める基準に該当する想定し得る最大規模の高潮により氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域をいう。

15 兵庫県災害対策本部

災害対策基本法第 23 条(昭和 36 年法律第 223 号)に基づき災害に対する緊急措置を迅速かつ強力に実施するため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、知事が必要と認めて設置する機関をいう。

16 水防指令

兵庫県水防本部長(知事)が、県の機関に対し、水防非常配備態勢につく指令をいう。

水防指令第 1 号＝第 1 非常配備態勢(少数)

水防指令第 2 号＝第 2 非常配備態勢(半数)

水防指令第 3 号＝第 3 非常配備態勢(全員)

17 水防団待機水位〔通報水位(法第 12 条第 1 項)〕

河川にかかる量水標管理者(土木事務所長等。以下同じ)が、水防本部長に報告を開始する水位をいう。

(水防団待機の目安)

(参考)おおむね以下のように設定している。

[水防団待機水位(通報水位)=氾濫注意水位(警戒水位)×0.7]

18 氾濫注意水位〔警戒水位(法第12条第2項、第17条)〕

増水時に水防管理者が水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない水位として知事が定める水位をいう。河川の水位が当該水位を超えたとき、あるいは下回ったとき、量水標管理者(土木事務所長等)は、水防本部長に報告することとなっている。

(参考)おおむね以下のように設定している。

- | |
|---|
| (1) 改修済区域
氾濫注意水位(警戒水位)=計画高水位×0.6~0.7 |
| (2) 未改修区域
氾濫注意水位(警戒水位)=護岸高×0.5 |

19 特別警戒水位(法第13条第1項、第2項)

氾濫注意水位(警戒水位)を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう(市町が発する避難勧告の目安)。

20 氾濫危険水位〔危険水位〕

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

21 水防連絡会

各土木事務所等が、水防体制を強化するため、管内の水防管理団体等の関係機関と組織する会をいう。

22 土木事務所(長)等

行政組織規則第87条の13第1項に規定する各土木事務所(長)並びに第87条の17に規定する尼崎港管理事務所(長)及び第87条の20に規定する姫路港管理事務所(長)をいう。

第3節 水防の責任

1 兵庫県の責任(法第3条の6)

県は、県下における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

2 市町の責任(法第3条)

市町は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

3 気象庁長官(神戸地方気象台長)の責任(法第10条第1項)

気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮等のおそれのあると認められるときは、その状況を兵庫県知事に通知するとともに、必要に応じて放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(以下「報道機関」という。)の協力を求めてこれを一般に周知させなければならない。

4 国土交通大臣(近畿地方整備局長)の責任(法第10条第2項、法第13条1項、[法第13条の4](#)、法第14条、法第16条第1項・第2項)

(1) 国土交通大臣は、円山川、出石川、加古川、揖保川、中川、元川について洪水のおそれのあると認められるときは神戸地方気象台長と共同して洪水予報を行い、猪名川、藻川について洪水のおそれのあると認められるときは大阪管区気象台長と共同して洪水予報を行い、その状況を水位又は流量を示して兵庫県知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めてこれを一般に周知させなければならない。

(2) 国土交通大臣は、あらかじめ指定した河川について[洪水浸水](#)想定区域の指定を行い、その区域及び想定される水深を公表するとともに、関係市町長に通知するものとする。

- (3) 国土交通大臣は、あらかじめ指定した河川について洪水、津波又は高潮により重大な損害を生ずるおそれのあると認められるときは、水防警報を行い、兵庫県知事に通知しなければならない。
- (4) 国土交通大臣は、あらかじめ指定した河川について、特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- (5) 国土交通大臣は、洪水予報を行った場合若しくは洪水特別警戒水位に達したときは、その旨を関係市町の長に通知しなければならない。

5 知事の責任(法第 10 条第 3 項、法第 11 条、法第 13 条第 2 項・第 3 項、法第 13 条の 2 第 1 項、法第 13 条の 3、法第 13 条の 4、法第 14 条第 1 項・第 3 項、法第 14 条の 2 第 1 項・第 3 項、法第 14 条の 3 第 1 項・第 3 項、法第 16 条第 1 項・第 3 項)

- (1) 知事は、あらかじめ指定した河川について、洪水のおそれのあると認められるときは、神戸地方気象台長と共同して洪水予報を行い、その状況を水位又は流量を示して直ちに水防計画で定める水防管理者及び量水標等の管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めてこれを一般に周知させなければならない。
- (2) 知事は、下記のとおり各々の浸水想定区域の指定を行い、その区域及び想定される水深を公表するとともに、関係市町長に通知するものとする。

ア 洪水予報河川及び水位周知河川にかかる洪水浸水想定区域

イ 水位周知排水施設等にかかる雨水出水浸水想定区域

ウ 水位周知海岸にかかる高潮浸水想定区域

- (3) 知事は、あらかじめ指定した河川又は海岸について、水防警報を発令しなければならない。
- (4) 知事は、あらかじめ指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。あらかじめ指定した公共下水道等の排水施設等にかかる雨水出水特別警戒水位を定めた場合及び、あらかじめ指定した海岸にかかる高潮特別警戒水位を定めた場合も同様に行わなければならない。

- (5) 知事は、洪水予報を行った場合若しくは(4)の各特別警戒水位に達したときは、その旨を関係市町の長に通知しなければならない。

- (6) 知事は、国土交通大臣から洪水予報の通知を受けた時は、直ちに水防計画で定める水防管理者及び量水標等の管理者に通知しなければならない。

- (7) 知事は、国土交通大臣から水防警報の通知を受けたとき、又は(3)項の水防警報を発令したときは、水防計画で定める水防管理者及びその他水防に関係のある機関に通知しなければならない。

- (8) 知事は、国土交通大臣から河川の水位が洪水特別警戒水位に達した旨の通知を受けたときは、水防計画で定める水防管理者及びその他水防に関係のある機関に通知しなければならない。

6 市町防災会議の責任(法第 15 条第 1 項・第 2 項)

- (1) 市町防災会議は、市町地域防災計画において浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 洪水予報及び特別警戒水位（洪水、雨水出水、高潮）到達情報の伝達方法

イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な事項

ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 浸水想定区域（洪水、雨水出水、高潮）内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。）又は要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

オ 大規模な工場その他の施設（エを除く）であって市町の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるものの名称及び所在地（所有者又は管理者から申し出があった施設に限る。）

カ その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(2) 市町防災会議は、浸水想定区域内の前項エ及びオの施設について、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報及び特別警戒水位到達情報の伝達方法を定めるものとする。

7 市町村長の責任(法第13条の2第2項、法第14条の2第1項・第3項、法第15条第3項)

(1) 市町村長は、あらかじめ指定した排水施設等について、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(2) 市町村長は、あらかじめ指定した排水施設等について、浸水想定区域の指定を行い、その区域及び想定される水深を公表する。

(3) 市町村長は、市町地域防災計画で定められた洪水予報の伝達方法、避難場所、その他円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な事項等を住民、滞在者その他の者に周知させるよう努めるものとする。

(4) 浸水想定区域を含む市町村長は、市町地域防災計画に定められた事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

8 市町地域防災計画に定められた地下街等の所有者又は管理者の責任（法第15条の2）

(1) 当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。また計画を作成する場合において、当該地下街等と連続する施設であって、当該地下街の利用者の避難の確保に著しい支障を及すおそれのあるものがある場合は、当該施設の所有者または管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

(2) 洪水時の避難、浸水防止のための訓練を行わなければならない。

(3) 自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。

9 市町地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責任（法第15条の3）

(1) 当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成すること。

(2) 洪水時の避難のための訓練を行うこと。

(3) 自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

10 市町地域防災計画に定められた大規模工場等の所有者又は管理者の責任（法第 15 条の 4）

- (1) 当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成すること。
- (2) 洪水時の浸水防止のための訓練を行うこと。
- (3) 自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

11 水防管理者の責任(法第 17 条)

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動準備をさせなければならない。

12 警察署の任務(法第 22 条)

警察署は、水防のため水防管理者等から出動援助の要請等があったときは、協力するものとする。

13 通信機関の責任(法第 27 条)

通信機関は、水防上緊急を要する通信が迅速に行われるよう協力しなければならない。

14 河川にかかる量水標管理者の責任(法第 12 条)

河川にかかる量水標管理者(土木事務所長等)は、量水標の水位が水防団待機水位(通報水位)を超えるとときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

15 一般県民の義務(法第 24 条、法第 29 条)

一般県民は、常に気象状況、水防状況等に注意し水防管理者等から要請があったときは、水防に従事するとともに、水防管理者等から立ち退きの指示があったときは、その指示に従うものとする。

第4節 安全配慮

洪水、雨水出水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員等（水防活動に従事する者）は、自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、下記の点について配慮し水防団員等は自身の安全を確保しなければならない。

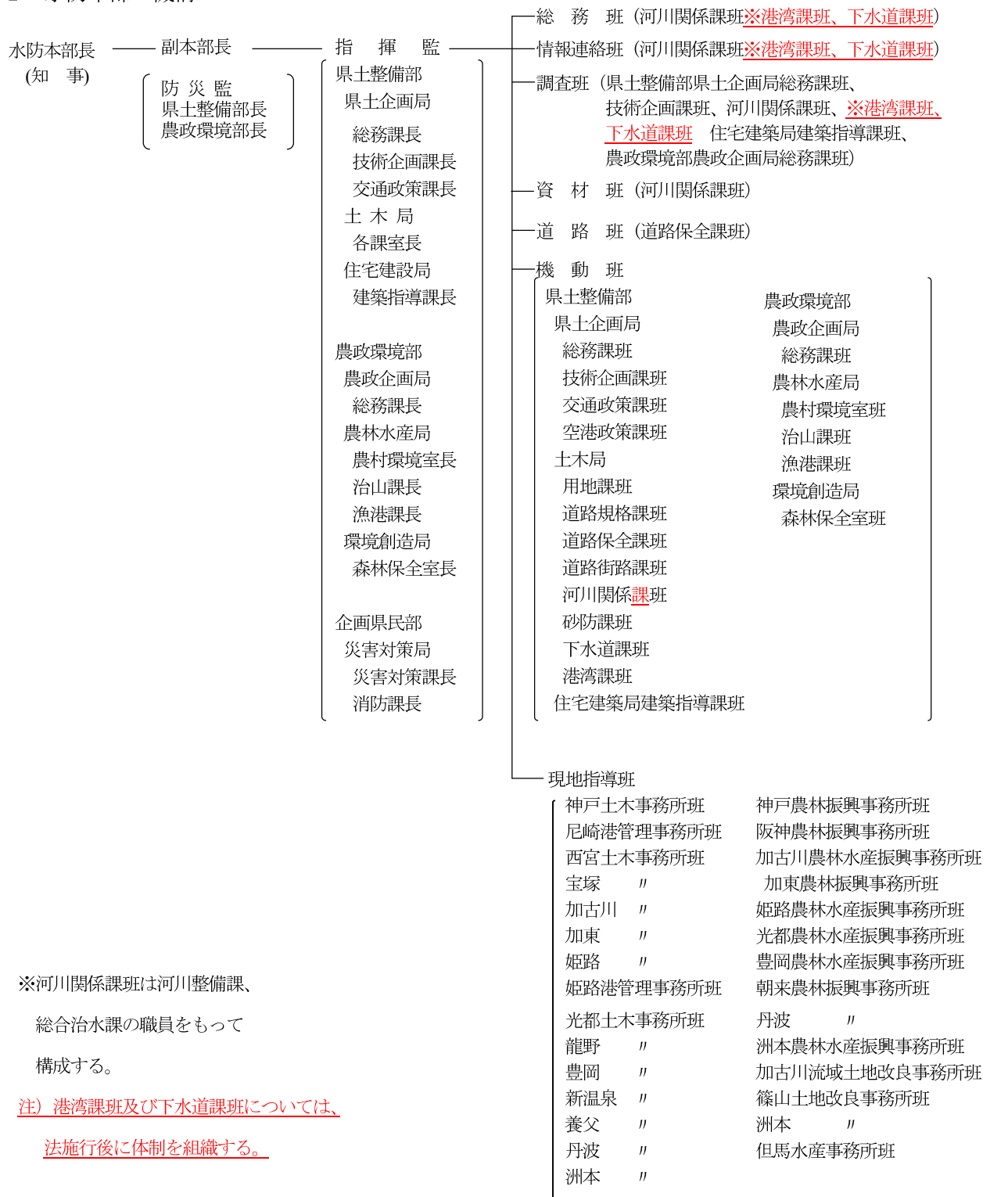
- (1) 水防活動時にはライフジャケットを着用し、安否確認のため、災害時でも利用可能な通信機器を携行する。またラジオを携行する等、最新の気象情報等を入手できる状態で水防活動を実施する。
- (2) 水防活動を指揮する指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため水防団員等を随時交代させる。
- (3) 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- (4) 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- (5) 指揮者は水防団員等の安全確保のため、あらかじめ活動可能時間等を水防団員等へ周知し、共有する。

第2章 水 防 組 織

第1節 水 防 本 部

県は、県下における水防を統括するために水防本部を設置し、その事務局を県土整備部土木局河川整備課内に置く。ただし、県に災害対策本部が設置された場合には、水防本部はそのままの形で災害対策本部の水防部になり、水防部の部長は県土整備部長をもってあてる。

1 水防本部の機構



※河川関係課班は河川整備課、
 総合治水課の職員をもって
 構成する。

注) 港湾課班及び下水道課班については、
 法施行後に体制を組織する。

2 職務分担

- (1) 水防本部長は、水防本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- (2) 副本部長は、水防本部長を補佐し、水防本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 指揮監は、水防本部長の命を受け、各班を指揮監督する。

3 各班の事務分担

各班は、次の事務を分担する。

なお、その詳細については、班長があらかじめ定めておくものとする。

- (1) 総務班 緊急対策、本部要員の招集その他水防本部の庶務
- (2) 情報連絡班 気象台、庁内関係各課、土木事務所等、国土交通省河川関係事務所、県警本部等関係機関との情報連絡、水防記録、広報(災害対策本部設置時の本部と水防部との連絡調整)
- (3) 調査班 関係部所管の被害状況の把握及びその他調査報告
- (4) 資材班 資材の収集、確保、運送
- (5) 道路班 道路交通の確保
- (6) 機動班 所管指導班の応援
- (7) 現地指導班 所管区域内水防管理団体等の技術指導、情報連絡その他現地における水防事務

4 現地指導班の水防所管区域

(1) 河川、国土交通省海岸関係

班 名	所 管 区 域	
神戸土木事務所	神戸市	(1市)
尼崎港管理事務所	尼崎市、西宮市、芦屋市(尼崎港管理事務所所管区域)	(3市)
西宮土木事務所	尼崎市、西宮市、芦屋市(尼崎港管理事務所の所管区域を除く)	(3市)
宝塚	西宮市(ただし、尼崎港管理事務所、西宮土木事務所の所管区域を除く)、 伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡(猪名川町)	(5市1町) (4市1町)
加古川	明石市、加古川市、高砂市、加古郡(稲美町、播磨町)	(3市2町)
加東	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可郡(多可町)	(5市1町)
姫路	姫路市、神崎郡(市川町、福崎町、神河町) (ただし、姫路港管理事務所の所管区域を除き、生野ダムを含む。)	(1市3町)
姫路港管理事務所	姫路市(姫路港管理事務所所管区域)	(1市)
光都土木事務所	相生市、赤穂市、赤穂郡(上郡町)、佐用郡(佐用町)	(2市2町)
龍野	たつの市、宍粟市、揖保郡(太子町)	(2市1町)
豊岡	豊岡市	(1市)
新温泉	美方郡(新温泉町、香美町)	(2町)
養父	養父市、朝来市	(2市)
丹波	篠山市、丹波市	(2市)
洲本	洲本市、南あわじ市、淡路市	(3市)
合計		29市 12町

(2) ため池関係

班 名	所 管 区 域	
神戸農林振興事務所	神戸市	(1 市)
阪神 "	尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市 川西市、三田市、川辺郡(猪名川町)	(7 市 1 町)
加古川流域土地改良事務所	明石市、加古川市、高砂市、三木市、加古郡(稲美町、播磨町) 西脇市、小野市、加西市、加東市、多可郡(多可町)	(8 市 3 町)
姫路農林水産振興事務所	姫路市、神崎郡(市川町、福崎町、神河町)	(1 市 3 町)
光都農林振興事務所	相生市、赤穂市、赤穂郡(上郡町)、佐用郡(佐用町) たつの市、宍粟市、揖保郡(太子町)	(4 市 3 町)
豊岡農林水産振興事務所	豊岡市、美方郡(新温泉町、香美町)	(1 市 2 町)
朝来農林振興事務所	養父市、朝来市	(2 市)
篠山土地改良事務所	篠山市、丹波市	(2 市)
洲本 "	洲本市、南あわじ市、淡路市	(3 市)
合 計	29 市 12 町	

(3) 農林水産省海岸関係

班 名	所 管 区 域	
加古川農林水産振興事務所	神戸市、明石市、加古郡(播磨町)	(2 市 1 町)
姫路 "	姫路市、赤穂市、たつの市	(3 市)
但馬水産事務所	豊岡市、美方郡 (新温泉町、香美町)	(1 市 2 町)
洲本農林水産振興事務所	洲本市、南あわじ市、淡路市	(3 市)
洲本土地改良事務所	淡路市、南あわじ市内の農林水産省(農村振興局)所管海岸	(2 市)
合 計	9 市 3 町	

(4) 開発行為関係

班 名	所 管 区 域	
神戸土木事務所	神戸市	(1 市)
宝塚 "	尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡(猪名川町)	(7 市 1 町)
加古川 "	明石市、加古川市、高砂市、加古郡(稲美町、播磨町)	(3 市 2 町)
加東 "	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可郡(多可町)	(5 市 1 町)
姫路 "	姫路市、神崎郡(市川町、福崎町、神河町)、たつの市、宍粟市、揖保郡(太子町)、 相生市、赤穂市、赤穂郡(上郡町)、佐用郡(佐用町)	(5 市 6 町)
豊岡 "	豊岡市、養父市、朝来市、美方郡(新温泉町、香美町)	(3 市 2 町)
丹波 "	篠山市、丹波市	(2 市)
洲本 "	洲本市、南あわじ市、淡路市	(3 市)
合 計	29 市 12 町	

(注)県民局のまちづくり課及びまちづくり建築課は、その所在する土木事務所の現地指導班に編入する。

第2節 指定水防管理団体

知事は、水防法第4条に定めるところに従い、水防上公共の安全に重大な関係のある次の市町を指定水防管理団体に指定する。

関係事務所	所 管 区 域
神戸土木事務所	神戸市 (1市)
西宮 "	尼崎市、西宮市、芦屋市 (3市)
宝塚 "	西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市 (5市)
加古川 "	明石市、加古川市、高砂市、播磨町 (3市1町)
加東 "	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町 (5市1町)
姫路 "	姫路市、市川町、福崎町 (1市2町)
光都 "	相生市、赤穂市、上郡町、佐用町 (2市2町)
龍野 "	たつの市、宍粟市 (2市)
豊岡 "	豊岡市 (1市)
新温泉 "	新温泉町、香美町 (2町)
養父 "	養父市、朝来市 (2市)
丹波 "	篠山市、丹波市 (2市)
洲本 "	洲本市、南あわじ市 (2市)
合 計	28市 8町

第3節 水防連絡会

各土木事務所等は、管内の水防体制を強化し水防活動が円滑に行われるよう、それぞれ管内に適応した水防活動要綱を作成するとともに、次の諸団体で水防連絡会を組織する。事務局は、各土木事務所等に置き、各土木事務所長等が必要に応じて随時開催する。

水防連絡会の構成員

水防管理団体、県民局・県民センター関係課、土木事務所・尼崎港管理事務所・姫路港管理事務所、農林(水産)振興事務所、但馬水産事務所、加古川流域土地改良事務所、篠山土地改良事務所、洲本土地改良事務所、神戸地方气象台、国土交通省近畿地方整備局河川関係事務所、健康福祉事務所、警察署、消防団、水防団、ダム管理事務所、閘門管理者、県企業庁、自衛隊

第3章 水 防 態 勢

第1節 水 防 態 勢

神戸地方气象台から水防活動の利用に適合する予報及び警報の発表があったとき、又は水防活動の必要があるとき、水防態勢に入るものとする。

なお、水防本部(水防本部長)は、水防活動の利用に適合する予報及び警報の発表があったときは、直ちに本水防計画第4章の定めるところに従い、関係機関へ通知するものとする。

第2節 水防非常配備

水防本部長は、水防態勢に入る必要があると認められるときは、県の機関に対し、水防非常配備態勢につくよう指令するものとする。ただし、指揮監(河川整備課長)は、緊急に必要なと認めるときは、独自の判断により配備の発令及び態勢の強化を行わなければならない。この場合、直ちに水防本部長に報告するものとする。

なお、土木事務所等、各農林(水産)振興事務所、各土地改良事務所及び但馬水産事務所は、水防本部(水防本部長)の指令によるほか、気象及び水位又は潮位等により洪水その他災害のおそれがあると認められるとき、及び地震による堤防の漏水、沈下等又は津波の来襲が予想されるときは、水防非常配備態勢に移行するとともに、水防本部(水防本部長)及び管内水防管理者と密接な連絡をとらなければならない。

1 連絡員待機

配備時期	態勢及び業務の内容	配備人員	水防本部長からの指令
神戸地方気象台から水防に関する情報が発表されるおそれがあるとき、又は発表されたとき等、水防本部が必要と認めるとき。	雨量、水位又は潮位に関する情報の収集及び連絡を主に行い、水防非常配備態勢に直ちに移行できる連絡態勢でなければならない。	数名	連絡員待機

2 水防非常配備

態勢区分	配備時期	態勢の内容	配備人員	水防本部長からの指令
第1非常配備態勢	(1) 今後の気象情報及び水位又は潮位に注意及び警戒を必要とするとき。 (2) 震度4の地震が発生したとき【自動発令】。	主として情報連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに人員の招集その他活動ができる態勢	少数	水防指令第1号
第2非常配備態勢	(1) 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき。 (2) 水防警報の「準備」が発せられたとき。 (3) 震度5強又は5弱の地震が発生したとき【自動発令】。	水防事態が発生すればそのまま水防活動が遂行できる態勢	所属人員の半数	水防指令第2号
第3非常配備態勢	(1) 水防事態が切迫し、または水防態勢の規模が大きくなり第2非常配備態勢では処理しかねると予想されるとき。 (2) 水防警報の「出動」が発せられたとき。 (3) 震度6弱以上の地震が発生したとき【自動発令】。 (4) 津波注意報、または津波警報、大津波警報が発表されたとき【自動発令】。	完全な水防態勢	所属人員の全員	水防指令第3号

注1) 【自動発令】と記載のあるものは、地震発生又は津波注意報等の発表をもって、水防指令が自動的に発令されたものとみなす。

注2) 人員については気象状況等を考慮し、この表に依らず継続した事態に対応した配備も可能とする。

第3節 水防管理団体の水防非常配備

水防管理団体の水防非常配備は、県の水防計画に準ずるものとし、水防管理者は、あらかじめその態勢を整備するとともに、年度水防計画に明記するものとする。

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準は、概ね次のとおりである。

1 出動準備

水防管理者は、次の場合には管内水防団又は消防機関に対して、出動準備を命ずるものとする。

- (1) 河川の水位又は海岸の潮位が水防団待機水位(通報水位)又は通報潮位に達し、なお上昇のおそれがあり、且つ出動の必要が予想される時。
- (2) 気象状況等により水災による危険が予想される時。
- (3) ため池の危険が予想される時。

2 出動

水防管理者は、次の場合には直ちに管内水防団又は消防機関にあらかじめ定められた計画に従って出動させ、警戒配備につかせるものとする。

- (1) 河川の水位若しくは海岸の潮位が氾濫注意水位(警戒水位)又は警戒潮位に達し、なお上昇のおそれがある時。
- (2) 気象状況等により水災による危険が切迫した時。
- (3) 地震による堤防の漏水、沈下等が予想される時。
- (4) 津波の来襲が予想される時。
- (5) ため池の危険が切迫している時。

第4節 水防態勢の解除

水位及び潮位が氾濫注意水位(警戒水位)若しくは警戒潮位以下に減じて水害若しくは高潮の危険がなくなったとき、地震による堤防等の被害による災害の発生のおそれなくなったとき、又は津波のおそれなくなったときは、水防態勢を解除する。

1 水防本部(水防本部長)は、水防態勢の解除を命じた場合は、関係機関に周知させるものとする。

2 水防管理者は、水防態勢の解除を命じた場合は、これを一般に周知させるとともに、土木事務所等、各土地改良事務所、各農林(水産)振興事務所、但馬水産事務所及び水防本部に対してその旨を報告するものとする。

第4章 気象状況の通知

第1節 気象注意報、気象警報

1 神戸地方气象台から水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類及び発表基準

(P69～P71 参照)

2 津波注意報、警報の種類及び発表基準

発表基準・解説・発表される津波の高さ等

(津波警報・注意報)

気象庁が、津波による災害の発生が予想される場合には、地震発生後、約3分で大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動	発表官署
			数値での発表	定性的表現での発表		
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<予想高さ	10m超	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	気象庁本庁 又は大阪管 区気象台
		5m<予想高さ≤10m	10m			
		3m<予想高さ≤5m	5m			
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<予想高さ≤3m	3m	高い		
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤予想高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	

注1) 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

注2) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

3 津波情報

大津波警報・津波警報・津波注意報を発表した後、「予測される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報を発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、前項(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等)参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(津波観測に関する情報)

大津波警報・津波警報の発表後、沖合や沿岸の観測点で観測した津波の高さや到達時刻を発表する。なお、大津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが1m以下のとき、又は津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが20cm未満のときは、津波の高さを「観測中」と発表する。

4 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

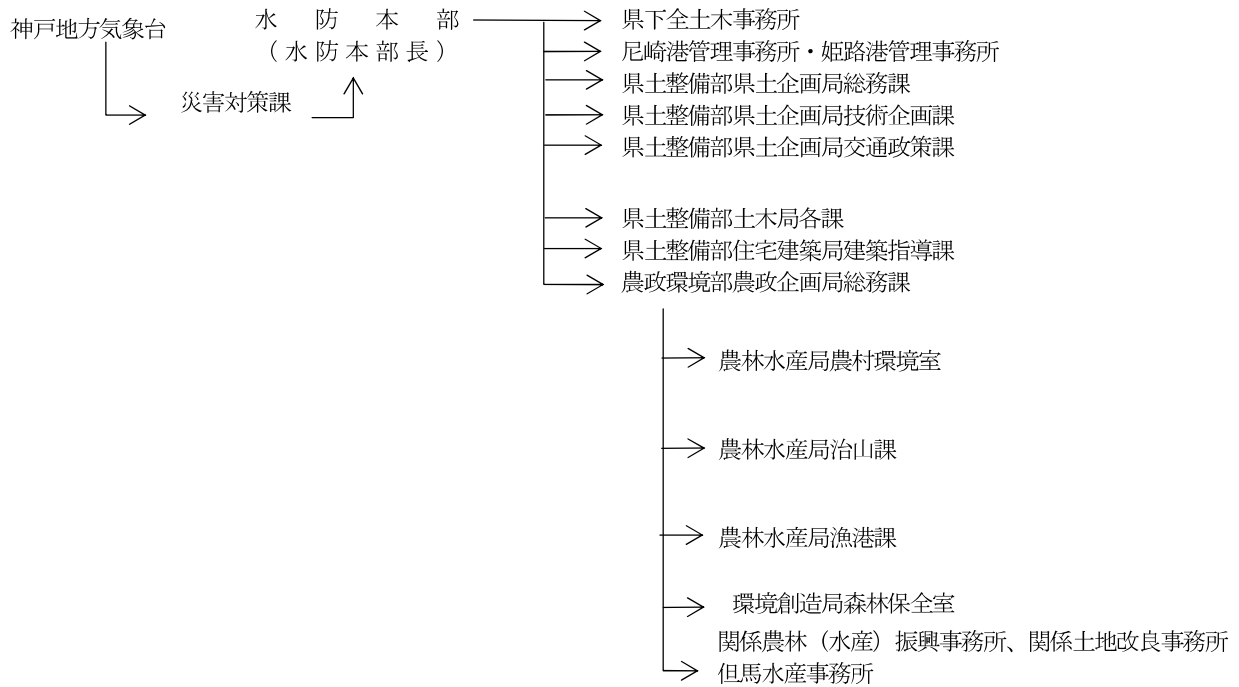
発表基準	内容	発表官署
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表	気象庁本庁 又は大阪管 区气象台
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	

5 津波予報区域一覧

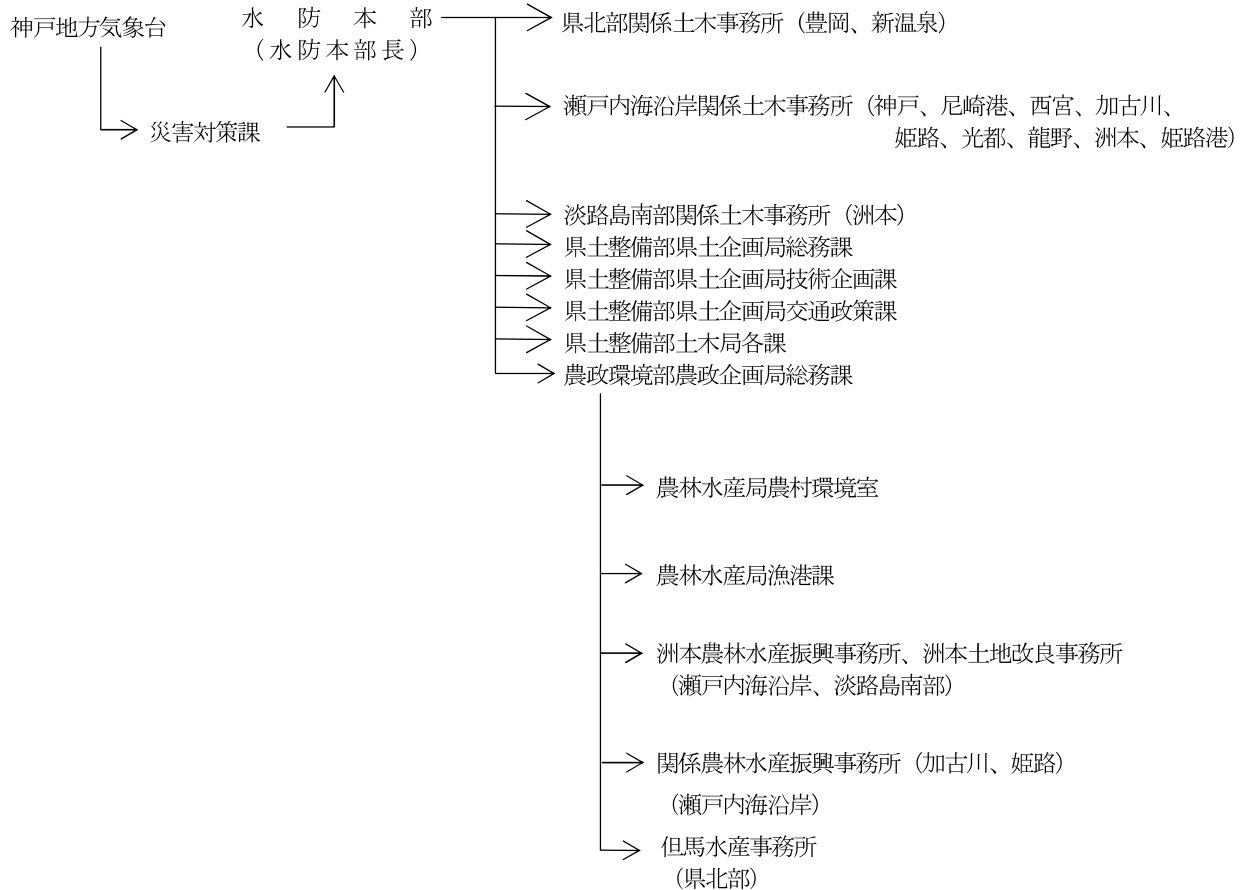
津波予報区	区域の表現
兵庫県北部	兵庫県の日本海沿岸
兵庫県瀬戸内海沿岸	洲本市の大阪湾沿岸及び紀伊水道沿岸並びに南あわじ市を除く兵庫県の瀬戸内海沿岸
淡路島南部	洲本市の大阪湾沿岸及び紀伊水道沿岸並びに南あわじ市沿岸

第2節 気象状況の通知

1 神戸地方気象台の注意報・警報の通知(津波を除く)



2 津波注意報・警報の通知



第3節 国土交通大臣と気象庁長官が共同で行う洪水予報

【重要】国における氾濫危険水位、特別警戒水位は新たな基準に基づき記載しています。
このため本節で示す避難判断水位は避難準備情報発表の目安水位です。

1 洪水予報の対象区域

河川名	区 域	発 表 者
猪 名 川	左岸 大阪府池田市古江町 69 番地先から神崎川への合流点まで	猪名川河川事務所 大阪管区気象台
	右岸 川西市滝山字上ノ宮 9 番地先から神崎川への合流点まで	
藻 川	猪名川分派点から猪名川合流点まで	姫路河川国道事務所 神戸地方気象台
加 古 川	左岸 加東市多井田字大上 48 番地先から海まで	
	右岸 加東市上滝野字塩谷 1 番の 1 地先から海まで	
揖 保 川	左岸 宍粟市一宮町安積字ドウドウ 873 番地先から海まで	
	右岸 宍粟市一宮町安積字岩谷山 1409 番の 2 地先から海まで	
中 川	揖保川からの分派点から海まで	
元 川	中川からの分派点から中川との合流点まで	
円 山 川	左岸 豊岡市日高町浅倉字茶園 1024 番の 1 地先から海まで	豊岡河川国道事務所 神戸地方気象台
	右岸 豊岡市日高町赤崎字開キ 1046 番地先から海まで	
出 石 川	左岸 豊岡市出石町鍛冶屋字五反田 377 番の 1 地先から円山川合流点まで	
	右岸 豊岡市出石町小人字山椒畑 182 番地先から円山川合流点まで	

2 洪水予報の対象とする基準地点

河川名	洪水予報の対象とする基準地点							
	観測所名	所在地	水位					河口からの距離
			水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位) (危険水位)	計画高水位	
猪名川 (藻川を含む)	小戸	大阪府池田市 西本町	1.00m	2.50m	3.40m	4.00m	5.15m	19.4 km
加古川上流	板波	西脇市高松町 中川原	2.00m	3.50m	4.20m	5.00m	6.10m	37.5 km
加古川下流	国包	加古川市上荘町 国包	1.50m	2.50m	4.30m	4.70m	6.76m	14.2 km
揖保川上流	山崎 第二	宍粟市山崎町 船元	2.30m	3.60m	3.90m	4.10m	5.23m	29.5 km
揖保川下流 (中川・元川を含む)	龍野	たつの市龍野町 水神	2.00m	3.00m	3.30m	3.50m	4.87m	12.9 km
円山川	立野	豊岡市立野	2.50m	4.50m	5.20m	6.20m	8.16m	13.0 km
出石川	弘原	豊岡市出石町 弘原	0.60m	2.40m	3.40m	4.30m	5.27m	24.2 km

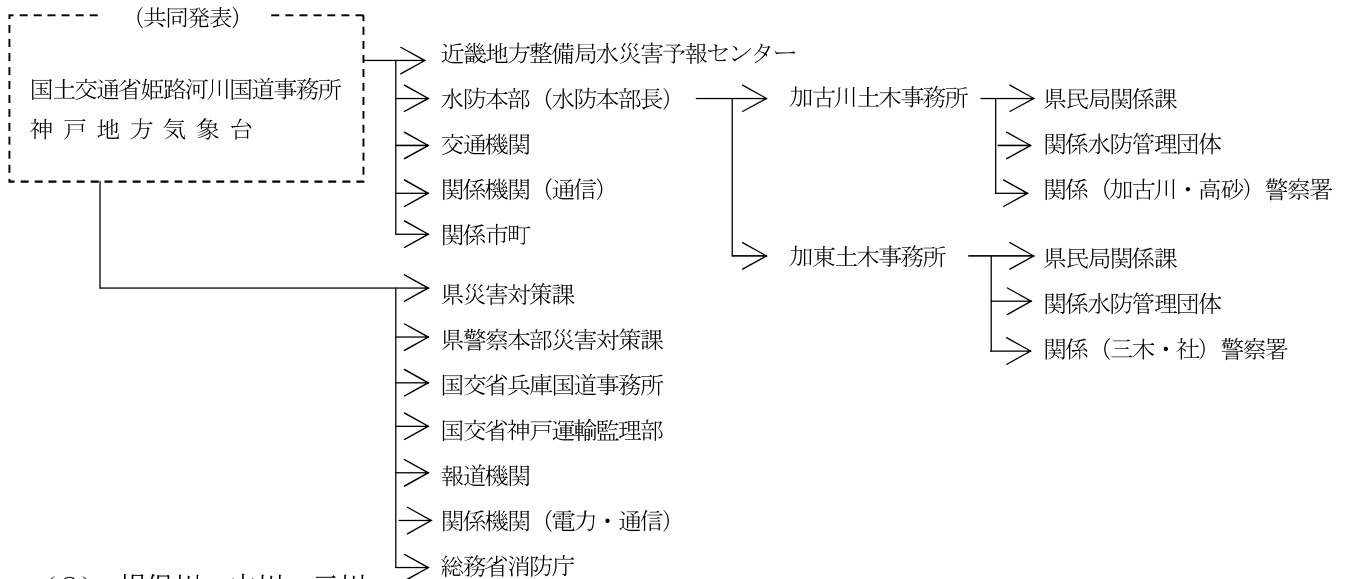
3 洪水予報の種類等と発表基準

種類	情報名	発表基準
「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位（警戒水位）以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位（特別警戒水位）に達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき（一時的な水位の上昇・下降に関わらず、水位の上昇の可能性があるとき） ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位（特別警戒水位）を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）
	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達したとき ・ 氾濫危険水位（特別警戒水位）以上の状態が継続しているとき
	「氾濫発生情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき

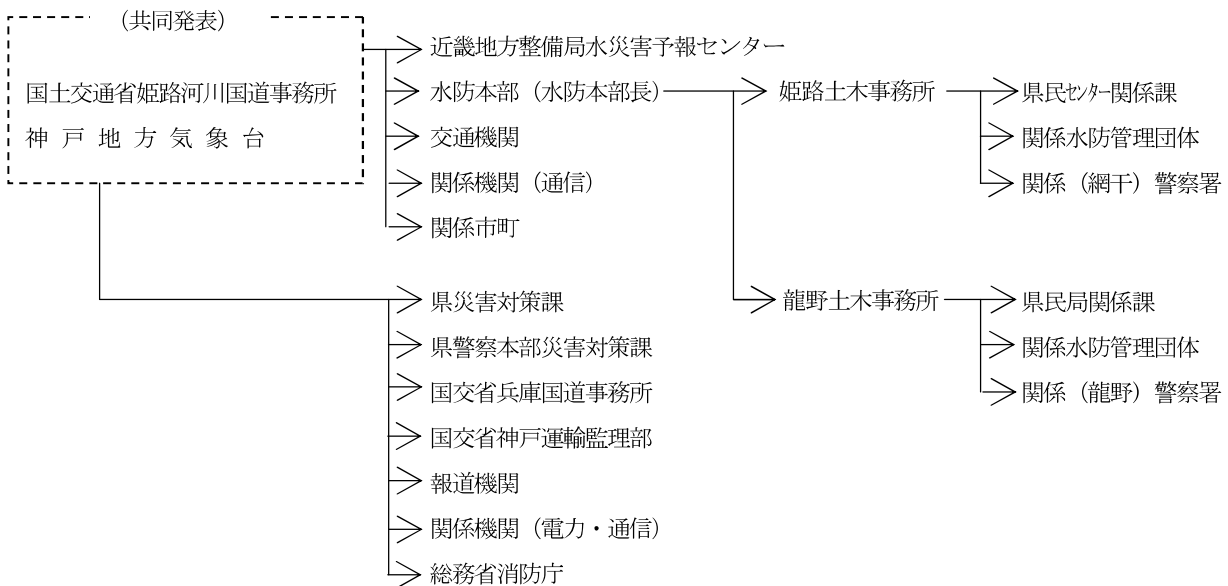
「洪水注意報（警報解除）」	「 <u>氾濫</u> 注意情報（警戒情報解除）」	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>氾濫</u>危険情報又は<u>氾濫</u>警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（<u>氾濫</u>注意水位（警戒水位）を下回った場合を除く） ・<u>氾濫</u>警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（<u>氾濫</u>危険水位（特別警戒水位）に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「 <u>氾濫</u> 注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>氾濫</u>危険情報、<u>氾濫</u>警戒情報又は<u>氾濫</u>注意情報を発表中に、<u>氾濫</u>注意水位（警戒水位）を下回り、<u>氾濫</u>のおそれなくなったとき

4 洪水予報の通知

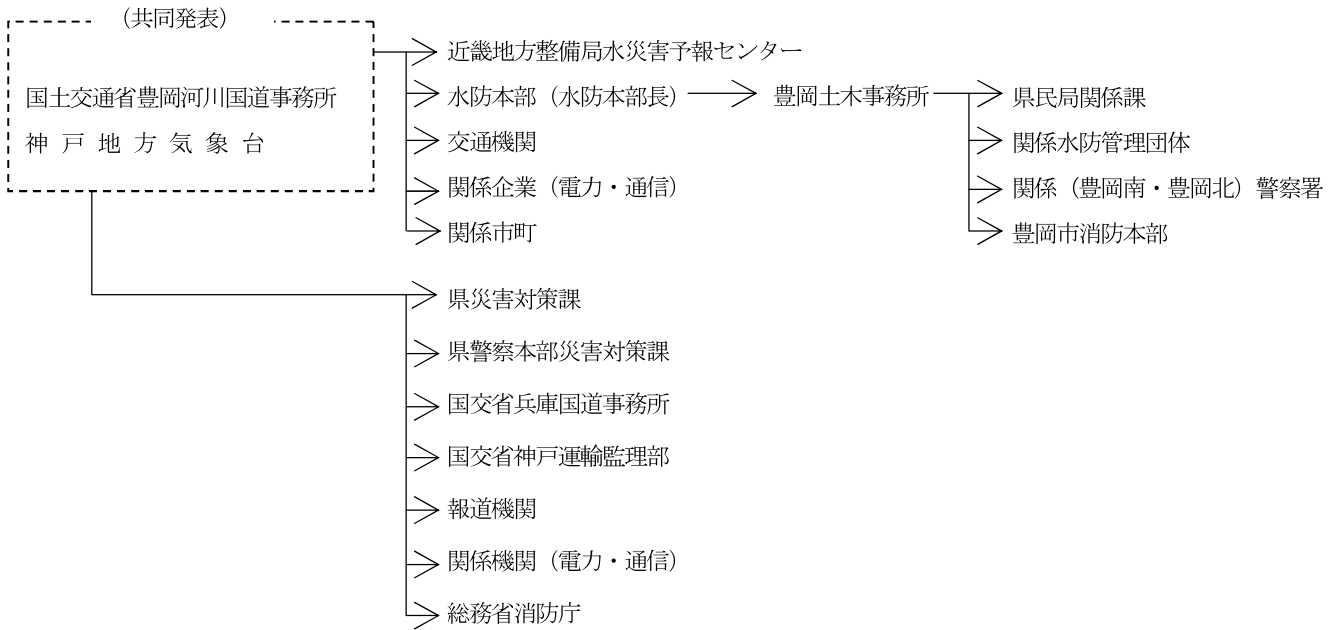
(1) 加古川



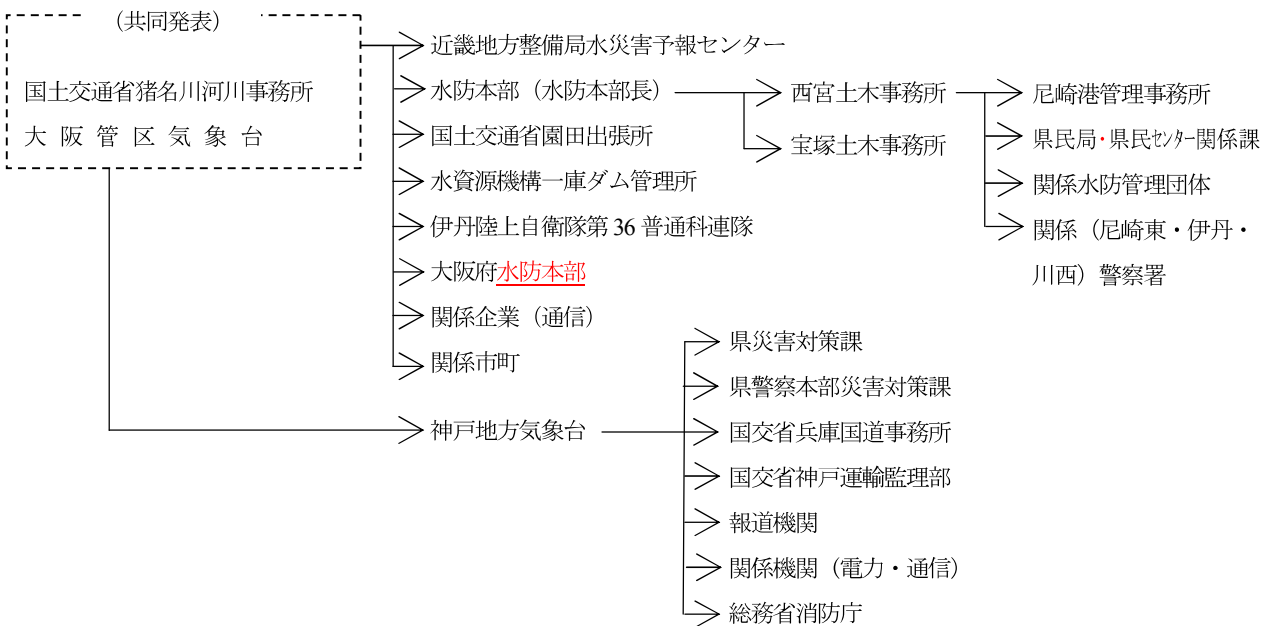
(2) 揖保川・中川・元川



(3) 円山川・出石川



(4) 猪名川・藻川



第4節 都道府県知事と気象庁長官が共同で行う洪水予報

【重要】 県における氾濫危険水位、特別警戒水位は従前の基準に基づき記載しています。
 このため本節で示す避難判断水位は避難勧告発令等の目安水位です。

1 洪水予報の対象区域

河川名	区 域	発 表 者
市 川	左岸 姫路市砥堀字林ノ谷1400番の22地先から海に至るまで	中播磨県民センター 神戸地方気象台
	右岸 姫路市砥堀字荒砂839番地先から海に至るまで	
武庫川	左岸 尼崎市西昆陽4丁目1番1地先から海に至るまで	阪神南県民センター 神戸地方気象台
	右岸 西宮市一里山町3番12地先から海に至るまで	
千種川	左岸 赤穂郡上郡町上郡210番地先から海に至るまで	西播磨県民局 神戸地方気象台
	右岸 赤穂郡上郡町大持285番地先から海に至るまで	

2 洪水予報の対象とする基準地点

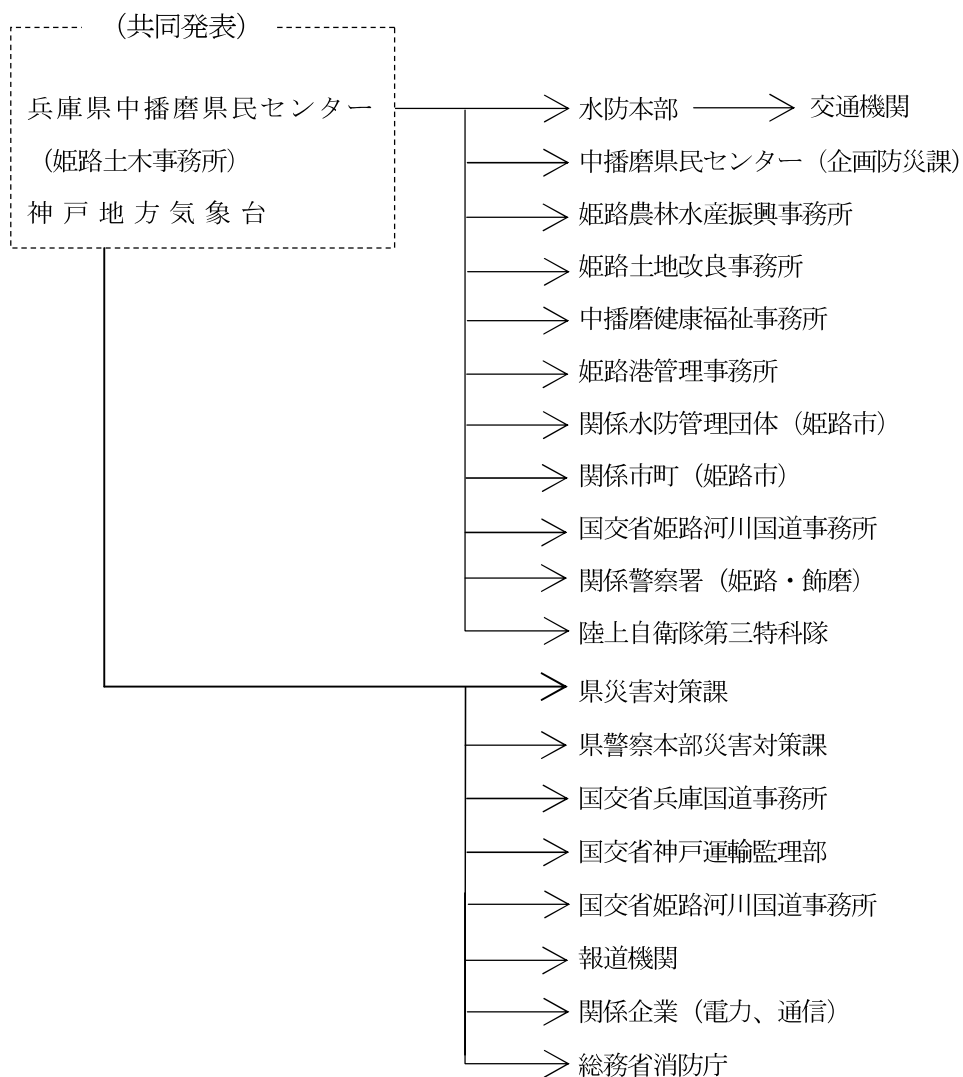
河川名	洪水予報の対象とする基準地点							
	観測所名	所在地	水位					河口からの距離
			水防団待機水位(通報水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位(特別警戒水位)	氾濫危険水位(危険水位)	計画高水位	
市川	砥堀	姫路市砥堀	3.30m	4.30m	5.00m	5.40m	5.79m	13.5km
武庫川	甲武橋	尼崎市武庫豊町	2.20m	3.20m	3.80m	4.50m	5.62m	8.05 km
千種川	上郡	上郡町上郡	2.70m	3.40m	3.80m	4.70m	5.70m	13.5km

3 洪水予報の種類と発表基準

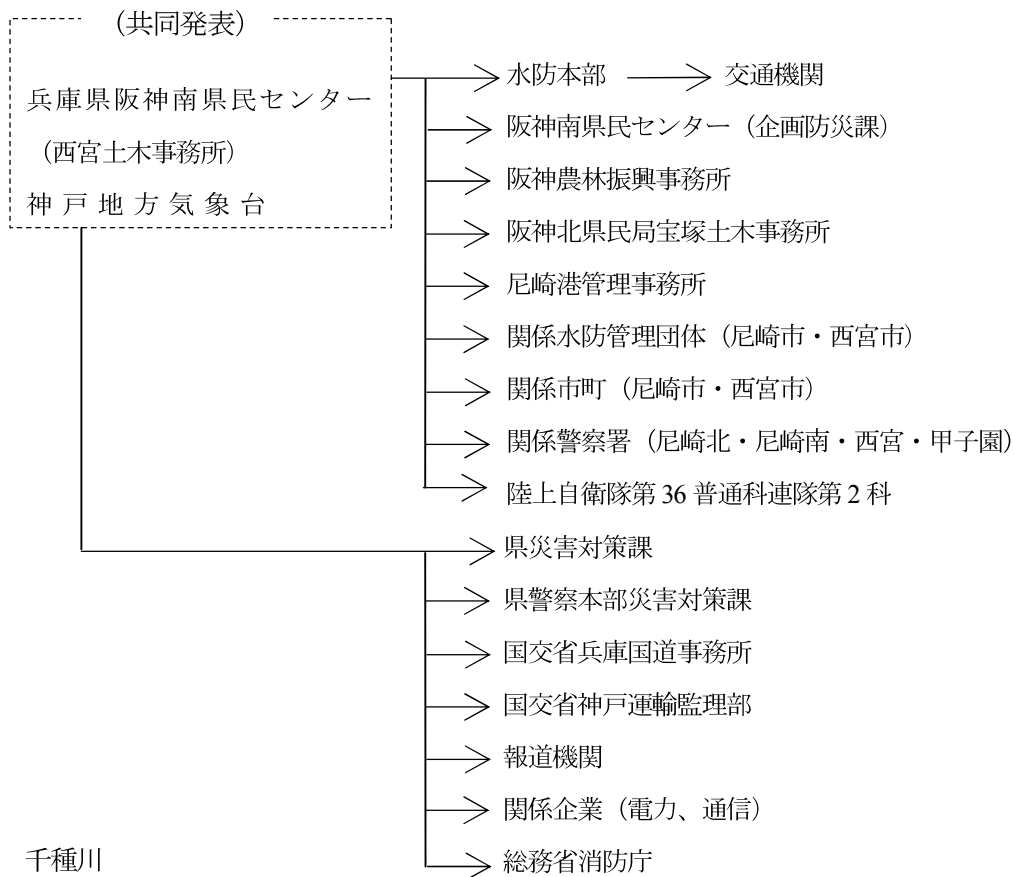
種類	情報名	発表基準
「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	「 <u>氾濫注意情報</u> 」	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>氾濫注意水位（警戒水位）</u>に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・<u>氾濫注意水位（警戒水位）</u>以上で、かつ避難判断水位（<u>特別警戒水位</u>）未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位（<u>特別警戒水位</u>）に達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」	「 <u>氾濫警戒情報</u> 」	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>氾濫危険水位</u>に達すると見込まれるとき ・避難判断水位（<u>特別警戒水位</u>）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき（一時的な水位の上昇・下降に関わらず、水位の上昇の可能性があるとき） ・<u>氾濫危険情報</u>を発表中に、<u>氾濫危険水位</u>下回ったとき（避難判断水位（<u>特別警戒水位</u>）を下回った場合を除く）
	「 <u>氾濫危険情報</u> 」	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>氾濫危険水位（危険水位）</u>に到達したとき ・<u>氾濫危険水位（危険水位）</u>以上の状態が継続しているとき
	「 <u>氾濫発生情報</u> 」	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>氾濫</u>が発生したとき ・<u>氾濫</u>が継続しているとき
「洪水注意報（警報解除）」	「 <u>氾濫注意情報（警戒情報解除）</u> 」	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>氾濫危険情報</u>又は<u>氾濫警戒情報</u>を発表中に、避難判断水位（<u>特別警戒水位</u>）を下回った場合（<u>氾濫注意水位（警戒水位）</u>を下回った場合を除く） ・<u>氾濫警戒情報</u>発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（<u>氾濫危険水位（危険水位）</u>に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「 <u>氾濫注意情報解除</u> 」	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>氾濫危険情報</u>、<u>氾濫警戒情報</u>又は<u>氾濫注意情報</u>を発表中に、<u>氾濫注意水位（警戒水位）</u>を下回り、<u>氾濫</u>のおそれがなくなったとき

4 洪水予報の通知

(1) 市川



(2) 武庫川



(3) 千種川

